

一般記録史料記述の国際標準ISAD(G)の解釈論の意義とその試み

——『春山作樹教育論集』編纂刊行資料についてのISAD(G)を使用した記録史料記述——

吉 田 昌 弘

はじめに

本論文は、「一般記録史料記述の国際標準」第2版(原題 *ISAD(G): General International Standard Archival Description Second Edition*¹⁾(以下ISAD(G))²⁾を使用した、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述作成の実践報告を行いつつ、それを通じた、ISAD(G)の解釈論を提起するものである。

1. ISAD(G)について

ISAD(G)は、国際文書館評議会(International Council on Archives: ICA)が出版する、記録史料記述 (archival description) 作成のための国際標準である。ISAD(G)第1版は、ICAの記述標準臨時委員会(Ad Hoc Commission on Descriptive Standards: ICA/DDS)の策定にかかり、1994年に宣言された。その改訂版が記述標準委員会(Committee on Descriptive Standards: ICA/CDS)によって策定、同委員会総会で採択され、2000年9月のスペイン・セビリヤでのICA国際会議への提出を経て出版された³⁾。これがISAD(G)の第2版である。

これまで、ISAD(G)の解説や、日本の記録史料に対する適用実験や実践報告が発表されてきている⁴⁾。本論文も、これらと同様にISAD(G)という国際標準を日本のアーカイヴズに導入しようとする試みの流れの中にあるものである。

これらの諸研究は同時にISAD(G)について優れた解釈を提供するものであり、本論文でもそれらを参考にしている。しかし本論文は、記録史料記述の実践を行う中で、標準の解釈論を提起する点にその特徴がある。もちろん国際標準策定の背後には膨大な議論の蓄積があるとはいえ、国際標準を含めた標準自体は一つの規範的テキストにすぎない。後述するとおり、このテキストに、足下の実践を行う中か

らその解釈、さらに解釈論を立ち上げてゆくという姿勢をとりながら対峙してゆくことは、国際標準に対する「日本」の対応という意味でも、またアーキヴィストの「専門性」を確立してゆく上でも、意義あることと考える。

2. 『春山作樹教育論集』編纂刊行資料について

『春山作樹教育論集』編纂刊行資料は、現在本研究室で保管している資料であり、『春山作樹教育論集』編纂刊行事業にあたって収集・発生し、そのメンバーであった江森一郎氏のもとに集積し、保存されていた資料である。この資料については、本『研究室紀要』の前号に、目録、解題及び一部資料の翻刻を掲載した⁵⁾。資料の詳細についてはそれを、あるいは概略について本論文に付属する「記録史料記述の実例」を参照してほしい。

『春山作樹教育論集』編纂刊行資料には、編纂刊行事業そのものの事務的な資料のほか、事業の性質と、さらに江森氏の役割分担の関係から、収集された春山の著作が多く含まれ、またさらにそのうちには、春山作樹の遺品と思われる資料が含まれている。さらにこの春山作樹資料の中には、春山自身の著作原稿・ノートとともに、明治期の姫路中学校関係資料が含まれている。このような複雑な構造が、この資料の構成の一つの特徴であると言える。

資料全体の中に、本人の関与した事務的資料と収集物が同時に含まれ、さらにその収集物に出所においてまとまりのある貴重な資料が含まれていること、かつそれらを分離すると資料全体の構成を破壊しかねないこと、こういった特性は、本研究室で整理を行った仲新寄贈文書にも見られる。本格的な検討を待つ必要があるが、この特徴は、研究者個人の資料に広く見られる特徴であることも予想される。

3. 構成

以下では、まず『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記述作成上の問題点を必要な限りで摘示し、次にそれを念頭におきつつISAD(G)の解釈と解釈論を提起し、その後、それをふまえた『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述作成実践について報告する。

第一章 ISAD(G)を用いた『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述作成上の問題

1. フォンド及びコレクションの複合

以下では、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述作成において、認識された問題点を必要な限りで列挙してみたい。

まず第一の問題は、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料自体の構成に由来する。

ISAD(G)では、記録史料の記述方法として、「マルチレベル記述」の形式をとることになっている。マルチレベル記述では、記録史料の全体をまず記述し、さらに部分の記述を行う場合には別に記述を行ってゆき、階層的にリンクされたそれらの全貌が記録史料を表現する⁶⁾。かつ後述するとおり、ISAD(G)では、記述の最上位を基本的に「フォンド」(後述)とする考え方をとっているものと理解されている。

しかし先に述べたとおり、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料は複雑な構成を持っており、ISAD(G)に照らして単にフォンドを最上位におく記述だけを行うことはその利用等に照らして最善ではないように思われる。

2. 原秩序記述の必要性

第二に、この資料に、例えば事務用ファイルへの綴込、紙片の折込、さらに折込んだ状態での封筒への封入といった、資料の物理的状態が複雑であり、それを崩しては意味が失われるような資料が含まれていることである。

資料を管理し、また供用する上で、このような物理的な秩序の情報が失われないよう、原秩序の記述をとどめておく必要がある⁷⁾。なお、この原秩序は、ISAD(G)の記録史料記述単位の基本である「フォンド」や「コレクション」(後述)が、記述者による資

料の内容をふまえた再構成の結果であるのに対して全く異なっている。

実は先号の『研究室紀要』に掲載した目録の「資料番号」は、まさに資料の原秩序を記録しようとしたものである。これをISAD(G)を使用した記述とどのように連動させるかは問題である。

3. 資料の保存を訴えることの必要性

第三に、資料の保存と供用の必要性を訴えることが、アーカイヴズの実践のためには必要なことである。この点、ISAD(G)の記述項目が、項目に分断されきわめてドライな書き方を迫られるものになっていること、また『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の中に春山作樹自筆資料が含まれていることに見られるように、一般的な資料的価値の高い資料と、資料全体の構造から上位に来る記述単位が一致しないこと、またISAD(G)の記録史料記述はマルチレベル記述をはじめとして理解に一定の訓練を要し、一読して理解できる解題形式に比して専門家ならざる関係者に理解されづらいこと、こういったことが問題になる。

第二章 各文書館・各国の自主性を前提としたISAD(G)の解釈論と解釈

上記の記述作成上の問題点を意識しながら、以下ではISAD(G)の解釈論と解釈を試みてみたい。

そもそも、文書館は、各文書館ごとに独自の目的をもって置かれているのであり、同時に、その対象とする利用者層や、扱う資料などの実態もそれぞれに特徴をもっている。文書館は、これらの目的のために、現在の利用者、また文書の保存を通して将来の利用者のために奉仕するものでなければならない。もちろん、これら各文書館が孤立して業務を行うよりも、相互に連絡・連携してゆくことは各文書館の目的にとって有益である場合も多いと思われるが、その点は個別の事案ごとに各文書館の目的をふまえ、扱う資料や利用者を含めた実態を考慮して判断されるべきものであろう⁸⁾⁹⁾。

このような立場に立って、本章では、ISAD(G)が、それ自体、各文書館・各国の自主的取り組みを前提としているという観点から、ISAD(G)自体の解釈を行うこととする。ISAD(G)は、各地の文書館が作った記述を「単一の情報システム」へ統合化する目的

をもつとも言われているが¹⁰⁾、本論文は、ISAD(G)自体が、各文書館・各国の自主性を前提とするものと解すべきであるという立場をとる。

以下では、ISAD(G)自身もそのための基準であるところの記録史料記述の、その一般についてISAD(G)がどのような考え方をとっているか、ISAD(G)の目的と適用範囲、ISAD(G)における記録史料記述の最も重要な原則の一つである「普遍から特殊へ」の原則について、それぞれ順に検討してゆきたい。

1. 記録史料記述についてのISAD(G)の考え方

まず、記録史料記述そのものについて、ISAD(G)がどのような考え方を示しているか見てみよう。

ISAD(G)の中で記録史料記述について一般的な考え方を表明したI.2から引用したい。

I.2 The purpose of archival description is to identify and explain the context and content of archival material in order to promote its accessibility. This is achieved by creating accurate and appropriate representations and by organizing them in accordance with predetermined models.

I.2 記録史料記述の目的は、資料(archival material)のアクセシビリティを増大するために、そのコンテキストと内容を、同定し説明することである。それは正確で適切な表現を作り、またそれを既定の雛形に沿って整理することで達成される。

これは記録史料記述の一般論である。ISAD(G)は「記録史料記述の作成についての……案内(guidance)を提供する」¹¹⁾のものであるから、この一般論は当然ISAD(G)自体にも該当する。すなわち、ISAD(G)は表現作成のための案内とともに、それを整理するための案内としての雛形も同時に提供する。しかし、ISAD(G)の述べるこの記録史料記述の一般論に対して、ISAD(G)の諸規則はその一つのありかたを提供するものでしかない。

言うまでもなく、従来日本における史料整理で用いられている目録と解題という形式は、ISAD(G)の言う資料のコンテキストと内容を同定し説明するための案内の働きをしている。各記述者は、慣習的な、デファクトの標準である、目録と解題という形式に沿って資料に対する認識を構成し、表現を作成し・整理するからである。日本におけるこのような「案

内」の、デファクトな普及は、ISAD(G)の述べる記録史料記述の一般論に対して、全く矛盾するものではない。

問題は、さまざまな記録史料記述の標準が存在する中で、ISAD(G)自体が提供する案内は、どのような範囲に適用される性格のものであるか、ということである。

2. ISAD(G)の目的と適用範囲

ISAD(G)が各文書館、ないし各国で用いられるべき目的について、ISAD(G)はこのように述べている。

I.5 This set of general rules for archival description is part of a process that will

a. ensure the creation of consistent, appropriate, and self explanatory descriptions;

b. facilitate the retrieval and exchange of information about archival material;

c. enable the sharing of authority data; and

d. make possible the integration of descriptions from different locations into a unified information system.

I.5 記録史料記述のための一般的な(general)規則の、この集合は、以下のことを行う工程の一部である。

a. 首尾一貫した、適切な、それ自体で理解できる(self explanatory) 記述を保障すること

b. 資料(archival material)についての情報の検索(retrieval)と交換を促進すること

c. オートリティ・データの共有を可能にすること

d. それぞれ異質である(different)所在地からの記述が、統合された情報システムに対して融和されることを可能にすること

これは、各文書館、ないし各国において、ISAD(G)をどのような工程の一部において用いるかを示したものである。「工程」(process)とは、ISAD(G)を策定する主体であるICAないしICA/CDSにおける「工程」というよりもむしろ、各文書館、ないし各国における「工程」という意味に解すべきである。

各文書館の仕事において上記のa.~d.を行うために、ISAD(G)を使用することが有益である場合が

あることは容易に想像がつくが、しかしそれが有益であるかどうかは具体的な仕事に応じて判断されるべきである。この条項はISAD(G)の特性とともに、その直接的適用範囲の限界を示しているのである。例えば各文書館における利用者への利用案内や、資料の管理、教育活動などについて、ISAD(G)に沿った記録史料記述が有益なことはあっても、それが常に直接的に適用されることを念頭においたものではなく、そのための文書館や国の独自の記述標準は、必ずしもISAD(G)に沿っていなくてもよいということである¹²⁾。

また上記 a.～d.について、マイケル・クックは、ISAD(G)第1版¹³⁾を前提に、「相互のデータ交換」がその第一の目的であるとする見解を示している¹⁴⁾。a.～d.の関係についてこの見解をとるとすれば、a.は、データ交換のためにそれに適した記述を作成する工程を指していることと見ることができ、したがってそれ以外の目的のための記述には、ISAD(G)の諸規定とは関わらず、むしろそれに適した別の形式が用いられてもよいということになる。

次に、記録史料自体の特性と、ISAD(G)の使用についてのISAD(G)の規定を見る。

I.6 The rules accomplish these purposes by identifying and defining twenty-six (26) elements that may be combined to constitute the description of an archival entity. The structure and content of the information in each of these elements should be formulated in accordance with applicable national rules. As general rules, these are intended to be broadly applicable to descriptions of archives regardless of the nature or extent of the unit of description. However, the standard does not define output formats, or the ways in which these elements are presented, for example, in inventories, catalogues, lists, etc.

I.6 これらの諸規則 (rules) は、記録史料の実体 (entity) の記述を構成するために併合されてもよい、26個の要素を同定し定義することによってこれらの目的を達成する。これらの要素それぞれの中にある情報の構造と内容は、各国の適切な規則にしたがって定式化されるべきである。一般的 (general) な諸規則 (rules) であるから、これらは記録史料の記述に、記述単位の性質と大きさ (extent) にかかわらず幅広く適用

できるように意図されている。しかし、この標準は出力形式を定義しておらず、インベントリ、カタログ、リスト等といった、これらの要素が提示される様式も定義していない。

ISAD(G)に含まれる諸規則 (rules) が、記述されるべきアーカイブズの性質と大きさによらないという意味で一般的 (general) なものであることが宣言されている。

ここで言う「諸規則 (rules)」とは、ISAD(G)のI.4において「この標準は、記録史料記述の、資料 (archival material) の形式や媒体に関わらず適用され得る、一般的 (general) な諸規則 (rules) から構成されている (contain)。この標準を構成している諸規則 (rules) は、印章や録音や地図のような特別な資料 (material) の記述についての案内 (guidance) を提供することはしない。」と述べた「諸規則」を受けていると思われる。これも含めて、I.6に言う「諸規則」とは、26個の要素を定めた規則 (ISAD(G)の3.章に該当する)のみを指しているのではなく、それ以外の諸規則 (1.及び2.章に定められた「マルチレベル記述」に関わるものや緒言 (INTRODUCTION))をも含んだ諸規則を指しており、したがって、「記述単位の性質と大きさにかかわらず」広く適用可能というのは、26要素の規則が各階層の記述単位に対して一般的に適用可能という意味というよりもむしろ、各文書館における、さまざまな性質と大きさをもつ記録史料に対して一般的に適用可能であるという意味であると見ることができる。

I.6は、要するに、ISAD(G)の諸規則が、記述されるべき記録史料に幅広く適用できるように意図されていること、そしてそれがI.5にのべる「目的」を達成するためのものであることを述べている。先に述べたように、ISAD(G)は、「相互のデータ交換」を第一とするような目的以外の、各文書館の任務に即した仕事に対して必ずしも有効であることをそれ自体意図しないものである。そして、それとともに、それぞれの特徴をもった各文書館で扱う資料に即した記述という点では、ISAD(G)は必ずしも有効であることを自ら意図しておらず、したがって資料の性質に応じてISAD(G)によらずに記述標準を定め、あるいは記述を行う方が有効である場合があることを、ISAD(G)自体が前提としているのである。

次に、ISAD(G)と各国の標準との関係についてで

ある。

I.1 This standard provides general guidance for the preparation of archival descriptions. It is to be used in conjunction with existing national standards or as the basis for the development of national standards.

I.1 この標準は、記録史料記述の作成についての一般的 (general) な案内 (guidance) を提供するものである。この標準は、既存の各国の標準とあわせて又は各国の標準を発展 (development) させるための基盤として用いられるべきものである。

ISAD(G)の制定を受けて、それに基づいた日本国内の、かつより詳細な規定をもった目録規則を制定することも議論に上がることがある¹⁵⁾。しかし、ISAD(G)と各国の標準の関係について、ISAD(G)は各国の標準を尊重することを前提としており、またISAD(G)の実現について、ISAD(G)自身は必ずしも上記のような形を求めていると思われる。

まず第一に、各国の標準との関係において、ISAD(G)がどのように実現されるかについてである。具体的には、ISAD(G)は、自らが各国の標準の内容の発展を通して実現される場合を、既存の各国の標準とあわせて適用されることで実現される場合とともに認めている。これは、各国の標準との関係において、各国の標準における自主的な選択に任せられていると見るべきであろう。すなわち、各国の標準において「国内的実現」の手続きを行うことで、はじめて各文書館に対する標準として効力をもつということである¹⁶⁾。その上で、ISAD(G)は、各国の標準においてその既存の内容に加えて一般的にISAD(G)の各文書館への適用を認める手続きも想定するとともに、各国の標準の内容において対応する手続きも想定している。

かつ、第二に、そのいずれの手続きをとるにせよ、ISAD(G)は、各国の標準を前提としながらその発展のために用いられるという方向を、自ら求めている。「各国の標準を発展させるための基盤として用いられるべき」の部分は、先に述べたように、各国の標準の内容を発展させる手続きでISAD(G)を実現することがあり得ることを示すとともに、各国の標準においてISAD(G)への対応を行う場合の基本的な理念をも示していると思われる。

これは、各国の標準は各国の文書館活動の目的や実態、各国における記録史料による、独自のものであることを認めてそれを尊重する趣旨からと理解できる。

例えば日本における目録と解題という記録史料記述の慣習は、言うまでもなく一つの標準である。標準にデファクトな標準とデジュールな標準があることは常識であるが、ISAD(G)はデファクトな標準を排除していない。目録と解題を含めた日本における記録史料記述の標準を、ISAD(G)を用いながら内容的に発展させてゆくか、あるいは日本における標準を発展させる意味で、日本における既存の標準と、ISAD(G)をあわせて用いるか、ISAD(G)自身はそのいずれかを求めているのである。またしかも、その際、必ずしもデジュールな標準の制定を通して「発展」を実現しなくとも、デファクトな形で標準の「発展」を実現してゆくことも、ISAD(G)自体は認めているのである。目録規則などの、デジュールな、より詳細な規則を定めることでデータ交換を実現してゆくこともあり得るが、ISAD(G)自身は必ずしもそれを求めているわけではない。

3. 「普遍から特殊へ」の原則

ISAD(G)が自らをどのような目的と適用範囲の標準と意味づけているかは上記で明らかになった。次に、マルチレベル記述の最も重要な原則である、「普遍から特殊へ」の原則について見ることにしたい。

I.7 Archival descriptive standards are based on accepted theoretical principles. For example, the principle that archival description proceeds from the general to the specific is the practical consequence of the principle of *respect des fonds*. (1) This principle must be articulated if a generally applicable structure and system of archival description is to be built which is not dependent on the finding aids of any given repository, whether in a manual or automated environment.

(1) It is assumed that the same rules used to describe a fonds and its parts may be applied to the description of a collection.

I.7 記録史料記述の標準 (standards) は、一般に認められた理論的原理を基礎にしている。例えば、記

録史料記述が普遍 (the general) から特殊 (the specific) へ進むという原理は、「ファンド尊重」の原理の実践的な結論である。(原注1) この原理〔訳者注：普遍から特殊へ〕は、もし、いかなる特定の収蔵施設 (repository) の検索手段、手作業の環境でのものであれ自動化された環境でのものであれ、から独立した、一般的に (generally) 適合する記録史料記述の構造 (structure) と系統 (system) が構築されるべきであるならば、明確に表され (articulated) なければならない。

(原注1) ファンドとその部分を記述するのと同じルールが、コレクションの記述にも適用され得ることが想定されている。

いわゆる「マドリッド原則」以来の流れをふまえて¹⁷⁾、ISAD(G)第二版についても、ファンドを尊重した記述を推進するものであるという理解が一般的である。もちろんISAD(G)第二版でも、「マルチレベル記述」自体を規定した1.1や2.1ではファンドを念頭においているようであるし、付録A-1ではファンドを最上位においた階層モデルが示されている。しかし第二版で上記I.7が置かれたように、ISAD(G)は、「特定の収蔵施設」のシステムに依存すべきでないという批判を受けて変化しつつあるようにも見える。

上記I.7では、従来からマルチレベル記述の基本であった、「ファンド尊重」と、「普遍から特殊へ」という原理の関係について、ファンドに対する記述のルールがコレクションの記述にも適用されることをふまえて、後者は前者の「実践的な結論」として述べている。ISAD(G)自体に含まれる用語集によれば、ファンド、コレクションはそれぞれ以下のように定義されている。「出所」とあわせて引用したい。

ファンド その形態や媒体 (medium) にかかわらず、その活動及び機能の間において、特定の個人、家族又は団体 (corporate body) によって組織的に生み出され及び/又は集積し並びに使用された記録 (records) の全体。

コレクション その出所 (provenance) に関わらず、何らかの共通する性質を基礎として集積した、ドキュメントの人為的な集合。アーカイブのファンドと混同してはならない。

出所 記録 (records) と、個人的 (personal) 又は

団体的 (corporate) な活動 (activity) の運営 (conduct) の中でそれを作成し、集積し及び/又は維持し並びに使用した、組織 (organization) 又は個人 (individual) との関係。

ファンドとコレクションの最も重要な違いの一つは、出所による記述単位であるか否かということである。文書館において受け入れる資料が、必ずしも出所ごとの単位の記述になじまないことはしばしばあることである。例えば、本研究室で整理した仲新寄贈文書には、仲が各地の調査や古書店で収集した近世・近代の教科書や日本教育史研究上の資料などが含まれている。またそこに古書店からの購入メモなどが付属している場合もある。仲が自らの研究に使用したという意味で、他の資料とあわせてファンドを基礎とした記述を行うことも可能であると思われるが、しかしそれが必ずしも利用上有益ではないように思われる。「実際的な結果」とは、このような、ファンドによる記述が必ずしもなじまない資料を含めて「普遍から特殊へ」という原理で包括するという意味があると思われる。

同時に、ファンドによる記述については、ICA/CDS内部で各国から異論があるようである。ICA/CDSが自ら公表している「ICA/CDSの歴史」¹⁸⁾では、先に述べた1992年9月のICAの国際会議の場で開かれたオープンフォーラムで、ファンドの概念についての反対論があり、会合の結果、オーストラリアからのメンバーが、「異見 (divergent views)」を代表するために記述標準臨時委員会に加えられたと述べている。またISAD(G)では、オーストラリアの公文書館の記録史料についての記述の例に、一つの注が付されているが、そこには、オーストラリアの公文書館ではファンドによる記述は行われていない旨の記述がある。¹⁹⁾上記I.7の後段では、特定の収蔵施設のシステムから独立した記録史料記述の構造と系統を構築する趣旨から、「ファンド尊重」ではなく「普遍から特殊へ」という原理が表明されていることが示されている。議論の詳細は知悉しないが、上記のようなファンドによる記述をめぐる議論を経て、ISAD(G)のマルチレベル記述は、マドリッド原則の段階からさらに発展したものになっていると見てよいであろう²⁰⁾。

第三章 ISAD(G)を用いた『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述

以下では、第一章で述べた、記述作成上の問題点を意識しつつ、上記の解釈に基づきながらISAD(G)を使用した『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記述作成実践について、その特徴を列挙する形で報告する。

1. 複数の記述の作成

まず第一の特徴は、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料としてのフォンドによる記述と別に、春山作樹著作コレクション、春山作樹資料としての記述を別に作成したことである。既述のように本資料は、フォンド及びコレクションが複合した構成になっている。これに対してより利用検索上の利便性を高め、また資料的価値をわかりやすく示すためのものである。

このように、同じ資料ないしその一部に複数の記述を行うことは、資料の内容をふまえた再構成を前提とし、かつフォンドないしコレクションによる記述単位を優先するというISAD(G)の考え方に照らしてむしろ必然的とも思われる。資料の利用者は、それぞれの記述の趣旨に沿って再構成された結果である、資料に関するメタ情報を受け取りつつ、資料を利用することとなる。そのような再構成によるメタ情報を提供することで、資料に対するアクセシビリティを増大するのが、ISAD(G)の考え方である。

2. 解題の付加

第二の特徴は、記述に「解題」をそのまま付したことである。これはISAD(G)の記述項目のうち、3.6.1の「ノート」に該当する項目として、解題及びそのメタデータを記述する項目を特に設けることにより行う。ただし解題を除いても記述が一応完結するようにしてある。ただし、解題作成にあたっては、ISAD(G)の規則2.2「記述レベルに相応した情報」の規則の趣旨にしたがい、解題を付す記述単位や関連する記述単位の内容範囲やコンテキストの理解に混乱を与えないように注意しなければならない。尤も、当該記述単位の「解題」であることが明らかかな以上、そのような恐れは極端な場合を除きほとんどないであろう。また、ISAD(G)の規則2.4「情報の繰り返しをしない」に対しては、解題と、その

他の記述項目では記述の利用主体が異なることが想定されるから、同規則の「冗長性 (redundancy) を避ける」という趣旨には、「冗長性」を文書館における記述の使用に照らして判断するという解釈のもとでは、抵触しないと言うことができる。

表示について、ISAD(G)は特段規定しないから、解題が付されている場合には標題につづけて表示されるようにし、そのことで、読み手にとって目録・解題システムと違和感なく接合でき、ISAD(G)を使用した記述を読解する訓練を受けない利用者にも理解してもらい易いものとした。またこの解題の中で、資料を保存する意味などを敢えて強調することも可能となる。

尤も、解題とISAD(G)が本来求めている記録史料記述を両方用意することは、いたずらに業務の増大をもたらすという見解もあるかもしれない。しかしISAD(G)とその背後にある記録史料論を意識しつつ、記録史料の構造を認識し、それにもとづいて解題作成を行う場合には、その解題をもとにISAD(G)に沿った記述のデータを作成することはさほど大きな手間ではないとも思われる。このような形で、各国の標準の発展の基盤となることも、ISAD(G)自体が求めるところである。同時にこの方向は、上記のように複数の記述を作成することによる業務増大への対策ともなるであろう。

3. 原秩序情報の付与

第三の特徴は、資料の原秩序に関わる記述項目を含めたことである。基本的にファイル及びアイテムレベルの記述にこの項目を記述することになったが、実はアイテムに対して物理的な原秩序の記述項目を付すことは、問題を含んでいる。ファイル、アイテムはそれぞれ記述単位であり、ISAD(G)の用語集では以下のように定義されている。

ファイル 同一の主題、活動又は業務に関連する故をもって、作成者によってその時の使用のため又は記録史料の編成の処理によってグループにされた、ドキュメントの組織単位。

アイテム 記録史料の知的に (intellectually) 分割できない最小の単位。書簡、覚書、報告書、写真、録音など。

問題は、アイテムは「知的に」分割できないこと

を基準にしており、物理的な基準とは異なることである²¹⁾。紙片の折込や封筒への封入などはファイルレベルで対応してゆくことで、またさらなる利用者への情報提供については必要に応じて個別箇所の説明を加えることによって、ある程度の対応は可能と思われるが、もちろん管理用にはISAD(G)の階層構造とは別の形での記述が必要である。物理的原秩序の情報を保存した後、ISAD(G)に沿った記述の処理を進め、目的に応じて両方を使用することとなろう。

おわりに

本論文は、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記録史料記述を実践する中で、ISAD(G)の解釈論を同時に提起するアプローチをとった。

まず記録史料記述の実践について、この実践が、実践の中で解釈と解釈論を提起すること自体を含めて、各文書館及び日本の記録史料記述標準のデファクトないしデジュールな発展に少しでも資するところがあれば実践報告を行った意義があると思う。

次に解釈論について、各アーキヴィストが、標準を一つのツールとして、各自、各文書館の自主性をもとにそれを能動的に使用しながら仕事を進めてゆくことは、標準に対して望ましい対峙のしかたであると思われる。その際、標準の解釈と解釈論の構成を能動的に行ってゆくことは、その自主性にとって一つの要素である。このことは、国際標準に対する「日本」の対し方にも接続するものであろう。

国内においても、国際的な場においても、標準に関する議論に能動的に参与するためには、標準の解釈と解釈論の蓄積が欠かせない。テキストについての議論はその解釈と解釈論を前提とするからであり、またそれらの蓄積が立法につながることは多い。

アーキヴィストの専門性を考えた場合に、詳細な目録規則のようなものを定めてゆくことは、一見専門的蓄積が増えるようであるけれども、逆に業務のマニュアル化と画一化をもたらす側面もある。標準の解釈論を蓄積することは、各アーキヴィスト、各文書館の実践の自主性を確保しながら専門的議論を蓄積してゆく過程において、その議論の集約点の一つを提供するものではないだろうか。

本論文は、日本の文書館とその保有する資料に照らせば、アーカイブ機能を持った一つの組織からのものであるに過ぎず、取り上げた資料の範囲も極め

て小さいものであって、しかもあえて一つの立場からの解釈を提起したに過ぎない。足下の実践を通した標準の解釈論がさらに蓄積されてゆくことの意義を強調して、本論文の結びとしたい。

注

- 1) アーカイブズ・インフォメーション研究会は「国際標準：記録史料記述の一般原則」と訳しており、(アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』、2001年2月)田窪直規は「国際標準記録史料記述一般原則」と訳している。(田窪直規「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)」『レコード・マネジメント』44、2002年)前者の訳は最も標準的なものと思われるが、本論文では敢えて独自の訳語を用いた。
- 2) 以下では、この標準の第2版をもとに議論を行い、単に「ISAD(G)」とした場合にはこれによる。特に第1版を指す場合には「ISAD(G)第1版」と表記する。標準としてのISAD(G)と出版物としてのISAD(G)を特に区別することはしない。
- 3) ISAD(G), PREFACE
- 4) 例えば、アーカイブズ・インフォメーション研究会前掲書、青山英幸「国際標準記録史料記述等による函館奉行文書目録作成の実験について」『北海道立文書館研究紀要』12号、1997年、森本祥子「国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み—諸家文書の場合—」『史料館研究紀要』第28号、1997年、同「『国際標準記録史料記述(一般原則)』適用の試み—行政文書の場合—」『史料館研究紀要』第29号、1998年、安藤正人『記録史料学と現代』、1998年など。
- 5) 吉田昌弘、小林正泰、菊池信太郎、土方苑子「春山作樹著作等関係資料目録——『春山作樹教育論集』編纂等関係資料目録——」『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要』第35号、2009年
- 6) ISAD(G), 1.1
- 7) 原秩序を尊重した目録作成を主張するものに、本田雄二「史料整理と目録編成について——原秩序尊重の目録編成と分類項目付与の有機的連関——」『新潟県立文書館研究紀要』第2号、1995年などがある。
- 8) 記録史料記述を、各文書館を超えた範囲に適用される標準を使用して行う意義としては、後述するデータ交換などのほか、その標準に向けて訓練されていることを前提とした利用者への便宜、職員の流動性への対応などが考えられる。また村越一哲は検索手段の作成等

についての「単純化」による費用の軽減を強調している。(村越一哲「記録史料記述の標準化を促進するための提案」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第3号、2007年)本実践はそれらを見据えて行うものである。

- 9) 鎌田和栄「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について」『記録と史料』第11号、2001年は、「これまでのISAD(G)研究の多くは、適用は可能か否かという部分に力点が置かれ……現実の問題点を指摘し解決した上で、適用に至るかという筋道での議論は不十分であった。」と問題を立て、各「歴史資料保存利用機関」の目的を含めた、さまざまな問題を考察している。本論文は鎌田の意識と重なる部分も多い。
- 10) 「(ISAD(G)第一版にある記録史料記述標準の目的について)「さまざまな保管所からの記述を統合し、単一の情報システムにする可能性を開く」とあります。この単一の情報システムなんですけれども、例えばどこかが巨大なデータベースを運営するとします。各地の文書館がISAD(G)に沿った書き方をして、各地の文書館が自分のところのつくった記述をどんどん中央のデータベースに上げてくるとします。そうすると単一の情報システムができあがります。そのウェブサイトを利用者がアクセスすれば日本なら日本中の文書情報を見ることができる。そうすると、「おれの探しているのはあそこ、あそこあそこの文書館にあるやんけ」ということが分かるわけです。記述パターンがそろってくればそういったことが可能になります。ほかにもうちょっとスマートなやり方がありますけれども、時間の関係で割愛します。」(田窪直規「ISAD(G)と文書館目録の問題点」『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』(平成16年度科学研究費補助金研究成果報告書)、2005年、p.91。もちろん本論文の立場においても、ISAD(G)第二版が、「それぞれに異質である所在地からの記述が、統合された情報システムに対して融和されることを可能にする」(make possible the integration of descriptions from different locations into a unified information system)(ISAD(G), I.5) という目的を持っていること自体は肯定される。
- 11) ISAD(G), I.1
- 12) 上記 I.2の後段には、以下のような規定が置かれている。

Description-related processes may begin at or before

records creation and continue throughout the life of the records. These processes make it possible to institute the intellectual controls necessary for reliable, authentic, meaningful and accessible descriptive records to be carried forward through time.

記述に関連する処理は、記録(record)が作られる時点から、あるいはそれ以前から始まることもあり、記録の生涯にわたって継続する。この処理は、時代をこえて伝えられるべき、信頼性があり、原本に忠実で、意味が深く、利用しやすい記述の記録のために必要な、知的管理(intellectual control)を行うことを可能にする。

記録史料のライフサイクルにおけるISAD(G)の適用範囲について、記録史料記述に関連する処理は記録作成時ないしそれ以前にまで遡るが、ISAD(G)がそこに直接に適用されるわけではないことが示されている。この点、1992年9月のICA国際会議の場で開催された、いわゆるマドリッド原則(*The Statement of Principles Regarding Archival Description, First version Revised*)及びISAD(G)のマドリッド草案についてのオープンフォーラムでも議論になっており、(*History of ICA/CDS* (<http://www.icacds.org.uk/eng/history.htm>)) 策定過程において対立する見解が存在したことが窺える。

- 13) ISAD(G)第一版におけるこれに相当する条文は緒言(PREFACE)のP.1に存在する。

P.1 In keeping with the *Statement of Principles Regarding Archival Description*, this set of general rules for archival description is designed to

- a. ensure the creation of consistent, appropriate, and self-explanatory descriptions;
- b. facilitate the retrieval and exchange of information about archival material;
- c. enable the sharing of authority data; and
- d. make possible the integration of descriptions from different repositories into a unified information system.

P.1 「記録史料記述の原則に関する声明」と調和しつつ、記録史料記述のための一般的な(general)規則の、この集合は、以下のことを行うために開発された。

- a. 首尾一貫した、適切な、それ自体で理解できる(self explanatory) 記述を保障すること
- b. 資料(archival material)についての情報の検索(retrieval)と交換を促進すること

- c. オースリティ・データの共有を可能にすること
- d. それぞれに異質である保管所からの記述が、統合された情報システムに対して融和されることを可能にすること
- 14) 「この四点から明らかなことは、国際的な記述標準の第一の目的は、最低限相互のデータ交換を可能にすることにある。標準を適用する際には、この条件、いい換えれば目指す方向が念頭におかれなければならない。国内レベルの記述標準にも上記の四つの目的は適用可能であろうか、あるいはさらになにかつけ加えられるべきなのであろうか？〔各所蔵機関においては〕これらの目的に則って作業するアーキビストへのガイダンスとして、所蔵機関の内部管理に関連した一連の目的がさらに書き加えられることが望ましい。」(マイケル・クック (アーカイブズ・インフォメーション研究会訳) 『ISAD(G)からオースリティ・コントロールへ：国際記述標準中間報告』『記録史料記述の国際標準』、2001年)
- 15) 田窪直規前掲論文は、図書館界におけるISBDと各国目録規則の関係を意識しつつ、「国際的一般原則という意味では、国ごとにISADに基づく規則を作成する必要があるということになり」と述べている。
- 16) この点、ISAD(G)では国際法学上の議論が意識されていると思われ、またそれを意識して解釈されるべきであろう。国際法の国内的実現についての議論は、山本草二『国際法』新版、1994年などを参照。
- 17) いわゆる「マドリッド原則」(*The Statement of Principles Regarding Archival Description, First version Revised*)は、ICAの記述標準臨時委員会(Ad Hoc Commission on Descriptive Standards)の1992年1月のマドリッドの会合で採択され、さらに同年9月のモントリオールでの国際会議の議決によって、ICA総会で採択された声明である。このマドリッド会合では、ISAD(G)のいわゆる「マドリッド草案」が採択されている。(前掲*History of ICA/CDS*、ISAD(G)第一版)「マドリッド原則」では、「この原則は、「フォンド尊重」といったアーカイブの原則を基礎にしている。」(1.5)、さらに、「最も大きな記述単位はフォンドである。」(2.2)と明記されている。
- 18) 前掲*History of ICA/CDS*
- 19) ISAD(G)の注4。尤も、注4には、この事例は、オーストラリアの公文書館のデータを使って、ISAD(G)に沿ったフォンドレベルの記述を構成した事例であると書かれている。
- 20) 森本祥子は、第2版になって、コレクションもISAD(G)の対象となりうるものがかつて従来よりもはっきりしたのではないかと述べている。(「アーカイブズの編成と記述標準化」『アーカイブズの科学』下巻、2003年) また柳沢美美子は、ISAD(G)はフォンド、コレクションとともに「階層性が大きく崩されてしまった資料群、あるいは断片的な残り方をしているため個々の資料の全体における位置づけが明確にできない資料群」も記述の対象としているという見解を示している。(「国際標準記録史料記述の一般原則：ISAD(G)と方法としてのコンテクスト」『福井県立文書館研究紀要』1、2004年3月)
- 21) この点ISAD(G)の用語集の、編成(Arrangement)の項で「知的又は物理的な処理」と、両者が対立させられていることから明らかになる。ISAD(G)のこの問題については、田窪直規前掲「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)―その基本構造・考え方と問題点―」を参照。

記録史料記述の実例

・以下は作成した記録史料記述の実例である。掲載は紙幅の都合上ごく一部にとどめる。また記述の表現形式はあくまでも仮のものである。

・〈 〉内は記述項目名であり、付した数字は、該当するISAD(G)の記述要素の番号である。

・本研究室では、資料へのコード付与作業は未だ行っていないので、参照コードは記述しなかった。

『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の記述

(本研究室で保管している資料は江森一郎氏保存資料であるが、それをSub-fondとし、その上位に『春山作樹教育論集』編纂刊行事業全体に相当する記述単位をFondとして設定した。)

〈記述レベル 3.1.4〉 Fonds 〈標題 3.1.2〉 『春山作樹教育論集』編纂刊行資料

〈解題 3.6.1〉

1. はじめに

この資料は、『春山作樹教育論集』の編纂刊行事業にあたって収集され・発生した資料であり、そのうち事業のメンバーであった江森一郎氏のもとに集積し・保存されていた資料が本研究室に保管されている。江森氏保存資料は、2003年6月に、本研究室OBである江森一郎氏より、段ボール箱三箱詰めで、土方苑子教授(現名誉教授)宛に送付された。2006年度より、土方教授、教務補佐小林正泰、大学院学生菊池信太郎が、また、土方教授退職後2007年度以降は小林と教務補佐吉田昌弘が職務として、整理にあっている。以下では、第一に春山作樹自身について、第二に『春山作樹教育論集』編纂事業と資料収集について、第三に、この度の資料の整理事業自体について、述べる順序としたい。

2. 春山作樹について

春山作樹は、明治～昭和初期に活躍した教育学者である。1919(大正8)年東京帝国大学文学部教授に任ぜられ(教育学第三講座)、1935(昭和10)年在職のまま死去した。1876(明治9)年産まれ。第五高等学校から、明治30年に東京帝国大学文科大学哲学科に入学し、さらに大学院(教育学専攻)に進んだ。明治37年、新設の広島高等師範学校教授に任ぜられ、その後大正8年に前記東京帝国大学文学部教授に転じた。大正9年に文学博士号を授与されている。東京帝国大学文学部では、大正9年9月より、……〔以下紙幅の都合上省略する〕

〈解題記述者 3.6.1〉 吉田昌弘

〈作成者 3.2.1〉 『春山作樹教育論集』編纂刊行事業

〈来歴 3.2.2, 3.2.3〉 『春山作樹教育論集』の編纂刊行事業にあたって収集され・また発生した資料である。

春山作樹は、明治～昭和初期に活躍した教育学者である。1919(大正8)年東京帝国大学文学部教授に任ぜられ(教育学第三講座)、1935(昭和10)年在職のまま死去した。1876(明治9)年産まれ。第五高等学校から、明治30年に東京帝国大学文科大学文学部哲学科に入学し、さらに大学院(教育学専攻)に進んだ。明治37年、新設の広島高等師範学校教授に任ぜられ、その後大正8年に前記東京帝国大学文学部教授に転じた。大正9年に文学博士号を授与されている。東京帝国大学文学部では、大正9年9月より、「教育学概論」(「教育学概説」)、教育史概論、各科教授法の講義を他の教官と交代で担当し、特殊講義として「本邦近世教育史」「訓育論」「日本教育史演習」「社会教育事業通論」などを行った。

『春山作樹教育論集』編纂刊行事業は、「春山会」、「『春山作樹教育学全集』編集委員会」、「春山作樹教育論集編集刊行委員会」といった団体を結成して行われている。「春山会」については資料中に同会『会報』が一点見られる。春山会「春山作樹著作目録」『社会教育研究年報』創刊号、1977年によれば、同会は1976年4月に発足し、メンバーは「海後宗臣(代表)、飯田晁三、故古木弘造、碓井正久、橋口菊、小川利夫および江森一郎」であった。また同『会報』によれば、1976年4月25日及び26日に開催された「準備会」で、『春山作樹教育学全集』編集委員会が発足することになったということである。そのメンバーは以下の通りであった。海後宗臣(代表)、飯田晁三、古木弘造、碓井正久、小川利夫、橋口菊。『春山作樹教育論集』は、1979年に、その第一冊として『日本教育史論』が刊行されたが、以後結局続刊されなかった。同書によれば、「春山作樹

教育論集編集刊行委員会」のメンバーは、海後宗臣(代表)、飯田晁三、古木弘造、春山秀樹、碓井正久、小川利夫、橋口菊、江森一郎である。

記述者が江森一郎氏から直接聞いたところでは、この事業は、もともと小川利夫(1976年当時名古屋大学在職)を中心とした社会教育研究者が考えていたものであるが、一方で日本教育史の先行研究者としての春山に注目していた江森氏が、その関心から海後に面会した際、この計画の実務担当として参加することを誘われた、ということである。

事業の実務について、春山の著作収集と春山の著作目録の作成は江森氏が、春山の講義の聴講者ノートの収集は小川氏ないし橋口氏が、担当したようである。また江森一郎保存資料には、江森氏と、出版社たる国土社の担当編集者とのやりとりの手紙が残されているから、出版社との実務的なやりとりについても、少なくとも一部は江森氏が担当したようである。

のち1992年には、社会教育に関する春山の著作等がこの事業のメンバーであった小川利夫の監修により、『社会教育基本文献資料集成』第12巻、第13巻として印影刊行されており、小川はこの書を『日本教育史論』に続くいわば第二弾」とも述べている。

〈関連記述3.5.3〉 この資料の一部を含めて「春山作樹著作等コレクション」としても記述している。この資料のうち春山作樹自身が出所と推定されるものを「春山作樹資料」としても記述している。この資料のうち旧制姫路中学校が出所と推定されるものを「姫路中学校資料」としても記述している。

〈記述作成者 3.7.1〉 吉田昌弘 〈記述作成日 3.7.3〉 2010.5.10

〈記述レベル 3.1.4〉 Sub-fonds 〈標題 3.1.2〉 江森一郎保存資料

〈作成者 3.2.1〉 江森一郎

〈来歴 3.2.2,3.2.3〉 本事業の一方の実務担当者であった江森一郎氏の許に集積したものが一括されて一群のものとなっているのが、本資料である。江森氏は『日本教育史論』刊行当時すでに宮城教育大学へ着任しており、この資料を永らく保存していた。

江森氏は本研究室OBであるが、2003年6月に、本研究室の土方苑子教授(当時)宛に、資料が送付された。土方苑子を中心に小林正泰、菊池信太郎、吉田昌弘が整理にあたり、2007年度以降は研究室の教務補佐員として小林、吉田が整理にあっている。江森一郎氏は、海後宗臣の誘いによりこの事業に参加し、その中で、春山の著作収集と春山の著作目録作成の実務を担い、また『春山作樹教育論集』の第一冊である『日本教育史論』について、「解説」を執筆するなどの役割を果たした。

〈媒体と量 3.1.5〉 3箱、計114リットル

〈範囲と内容 3.3.1〉 江森一郎保存資料は、『春山作樹教育論集』編纂刊行にあたって収集された春山作樹の自筆資料、春山の遺品に含まれたと思われる姫路中学校関係資料、同書編纂刊行にあたって収集された春山の著作、同書編纂刊行事業自体の事務資料等を含んでいる。

〈編成システム 3.3.4〉 整理開始時には3個の箱に収納されていた。その時点での箱への収納状況については、「箱番号」の項目を参照。「資料番号」は、箱内での配列に基づいて順に付したものである。記述は、資料自体の性質により、「春山作樹資料」「姫路中学校関係資料」「春山作樹追悼事業資料」「春山作樹著作」「聴講者講義ノート」「編纂刊行事務」の各Sub-sub-fondsとして行う。

〈記述レベル 3.1.4〉 Sub-sub-fonds 〈標題 3.1.2〉 春山作樹資料

〈作成者 3.2.1〉 春山作樹

〈来歴 3.2.2,3.2.3〉 本事業において、春山作樹自身の自筆資料の探索・収集が行われた。この自筆資料は、春山の没後書齋整理を行った際に見出され、戦前の「著作集」出版事業にあたってそれに収められる予定であったが、それが頓挫した際、海後宗臣が括って保存したものとされる。その後所在不明になっていたが、教育学部の創設、新築移転などを挟んで、東大教育学部図書室館の片隅から「発見」された。記述者が江森氏から聞いたところでは、海後の教示により江森氏が探し始めたところ、教育学部図書室入り口横の小部屋

から見つかったとのことである。またこれについて、海後は、一時唐沢富太郎氏に貸したものが返却されたものであると述べていたそうである。

〈媒体と量 3.1.5〉 紙綴り及びノートブック、8 cm

〈範囲と内容 3.3.1〉 自筆の原稿及びノートブック

〈物理的特性 3.4.4〉 罫紙綴、ノートブック

〈記述レベル 3.1.4〉 Series 〈標題 3.1.2〉 著作原稿

〈記述レベル 3.1.4〉 Item 〈標題 3.1.2〉 教育史 明治四十二年四月起稿 春山作樹

〈作成者 3.2.1〉 春山作樹

〈日付 3.1.3〉 1909.4起稿

〈資料番号 3.6.1〉 69 〈箱番号 3.6.1〉 3 〈形態 3.6.1〉 綴 〈用紙等 3.6.1〉 「春山用紙」罫紙 〈印刷 3.6.1〉 ペン

〈記述レベル 3.1.4〉 Item 〈標題 3.1.2〉 第十九世紀ニ於ケル教育ノ進歩

〈作成者 3.2.1〉 春山作樹

〈資料番号 3.6.1〉 72 〈箱番号 3.6.1〉 3 〈注記 3.6.1〉 横書。メモ付属。72.02 〈形態 3.6.1〉 綴 〈用紙等 3.6.1〉 罫紙 〈印刷 3.6.1〉 ペン

[……以下省略する]

春山作樹著作等コレクションの記述

〈記述レベル 3.1.4〉 Collection 〈標題 3.1.2〉 春山作樹著作等コレクション

〈来歴 3.2.2,3.2.3〉 本研究室で所蔵する春山作樹の自筆原稿・自筆ノート、著作刊行物、聴講者講義ノート等のコレクションである。現在のところ全て、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として記述し、管理している。

春山作樹は、明治～昭和初期に活躍した教育学者である。1919（大正8）年東京帝国大学文学部教授に任ぜられ（教育学第三講座）、1935（昭和10）年在職のまま死去した。1876（明治9）年産まれ。……〔以下省略する〕

〈関連記述 3.5.3〉 現在のところ全て、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として記述し、管理している。詳細については同資料の記述を参照のこと。

〈記述作成者 3.7.1〉 吉田昌弘 〈記述作成日 3.7.3〉 2010.5.10

春山作樹資料の記述

〈記述レベル 3.1.4〉 Fonds 〈標題 3.1.2〉 春山作樹資料

〈作成者 3.2.1〉 春山作樹

〈来歴 3.2.2〉 春山作樹の遺品であると推定される資料。春山作樹の自筆原稿・自筆ノート、また姫路中学校資料を含む。現在のところ全て、『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として管理している。詳細については同資料の記述を参照のこと。

春山作樹は、明治～昭和初期に活躍した教育学者である。1919（大正8）年東京帝国大学文学部教授に任ぜられ……〔中略〕……

この春山作樹資料は、春山の没後書斎整理を行った際に見出され、その後海後宗臣が括って保存したときされる。江森一郎氏から記述者が直接聞いたところでは、上記編纂刊行事業にあたって、海後の教示により江森一郎氏が探し始めたところ、東京大学教育学部図書室入り口横の小部屋から見つかった。またこれについて、海後は、一時唐沢富太郎氏に貸したものが返却されたものであると述べていたそうである。

〈関連記述 3.5.3〉 『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として記述し、管理している。詳細については同資料の記述を参照のこと。

〈記述作成者 3.7.1〉 吉田昌弘 〈記述作成日 3.7.3〉 2010.5.10

姫路中学校関係資料の記述

〈記述レベル 3.1.4〉 Fonds 〈標題 3.1.2〉 姫路中学校関係資料

〈作成者 3.2.1〉 姫路中学校（旧制）

〈来歴 3.2.2〉 明治0～10年代の姫路中学校の事務資料。

『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として管理している。

この姫路中学校関係資料は、入手経路から推定して、春山作樹の没後書斎整理を行った際に春山の自筆原稿等とともに見出され、これとあわせて伝世したものと思われる。春山の父が同中学校教員であり、春山自身も在学していたことから、その関係もあって春山が所持していたものと思われる。

〈関連記述 3.5.3〉 『春山作樹教育論集』編纂刊行資料の一部として入手したものであり、本研究室においては同資料の一部として記述し、管理している。詳細については同資料の記述を参照のこと。また「春山作樹資料」の一部としても記述している。

〈記述作成者 3.7.1〉 吉田昌弘 〈記述作成日 3.7.3〉 2010.5.10